

強い農業・担い手づくり総合支援事業
(地域担い手育成支援タイプ) 配分基準チェック表

事業 2
(表面)

経営体名	
-------------	--

※配分基準日…平成28年4月1日

配分基準項目	内容 ※配分基準日以降で実施されたものを基本としてください。	点数	点数記入欄	
1 新規就農	(1) 事業実施年度に就農する又は就農後5年度以内の認定新規就農者又は認定農業者である。	2	点 ※複数 加点可	
	(2) (1)に該当する者で、45歳までに就農している。 (法人の場合、役員のお半数が45歳未満であること)	2		
	(3) (1)に該当するもので、事業実施年度以降に農業次世代人材投資事業(経営開始型)の給付を受けない。	1		
2 (新規就農) ※注意: 新規就農ポイントを受ける者のみ加点可能	目標年度の付加価値額がいずれか達成できる場合 ※付加価値額とは(収入総額ー経費総額＋雇用人件費)	目標年度における就農後経過年数×50万円以上にできる。	2	点 ※1つ選択
		目標年度における就農後経過年数×50万円×10%増にできる。	3	
		目標年度における就農後経過年数×50万円×20%増にできる。	4	
		目標年度における就農後経過年数×50万円×30%増にできる。	5	
		目標年度における就農後経過年数×50万円×40%増にできる。	6	
		目標年度における就農後経過年数×50万円×40%増にできる。	6	
3 ※注意: 新規就農ポイントを受けるものは加点不可	直近の付加価値額又は就農者1日当たりの付加価値額 ※直近の青色申告決算書、又は決算報告書類より算出すること	直近年度の付加価値額が600万円以上である。	1	点 ※1つ選択
		直近年度の付加価値額が900万円以上である。	2	
		直近年度の付加価値額が1,200万円以上である。	3	
		直近年度の付加価値額が1,800万円以上である。	4	
		直近年度の就農者1人当たりの付加価値額が250万円以上である。	1	
		直近年度の就農者1人当たりの付加価値額が313万円以上である。	2	
		直近年度の就農者1人当たりの付加価値額が375万円以上である。	3	
		直近年度の就農者1人当たりの付加価値額が500万円以上である。	4	
4 ※注意: 新規就農ポイントを受けるものは加点不可	目標年度の付加価値額がいずれか達成できる場合 ※付加価値額とは(収入総額ー経費総額＋雇用人件費)	目標年度までに付加価値額を現状より3%以上に拡大できる。	1	点 ※1つ選択
		目標年度までに付加価値額を現状より5%以上に拡大できる。	2	
		目標年度までに付加価値額を現状より7%以上に拡大できる。	3	
		目標年度までに付加価値額を現状より9%以上に拡大できる。	4	
		目標年度までに付加価値額を現状より12%以上に拡大できる。	5	
		目標年度までに付加価値額を現状より15%以上に拡大できる。	6	

※裏面もチェックをお願いします。 ■■

強い農業・担い手づくり総合支援事業
(地域担い手育成支援タイプ) 配分基準チェック表

事業 2
(裏面)

配分基準項目	内容 ※配分基準日以降で実施されたものを基本としてください。	点数	点数 記入欄	
5 経営面積の 拡大	経営面積の拡大に取り組み、3年前より面積が拡大しており、いずれかの取り組みに該当している	<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている。 ・目標年度に現状より4%（施設園芸は2%、果樹は1%）以上の経営面積の拡大を行うことができる。 	5	点
		<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている。 ・目標年度に現状より2%（施設園芸は1%、果樹は0.5%）以上経営面積の拡大を行うことができる。 	4	
		<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている。 ・目標年度に現状より経営面積の拡大を行うことができる。 	3	
		<ul style="list-style-type: none"> ・目標年度に現状より4%（施設園芸は2%、果樹は1%）以上経営面積の拡大を行うことができる。 	3	
		<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている。 	2	
		<ul style="list-style-type: none"> ・目標年度に現状より2%（施設園芸は1%、果樹は0.5%）以上経営面積の拡大を行うことができる。 	2	
		<ul style="list-style-type: none"> 目標年度に現状より経営面積の拡大を行うことができる。 	1	
6 経営管理の 高度化	現在、法人化している、又は目標年度までに法人化する。	2	点	
	GLOBALG.A.P.、又はASIAGAPの認証を取得している。	1	点	
7 農業者の育成	(現在、就農予定の農業研修生を受け入れている。（外国人技能実習制度に基づく者を除く）)	1	点	
	受け入れた農業研修生が過去5年以内に研修を終了して独立し、認定新規就農者又は認定農業者となった者がいる。	1	点	
8 女性の取組	いずれかに該当する場合 (1) 女性農業者。 (2) 法人又は任意組織の場合で、代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半数を占めている。 (3) 法人又は任意組織の場合で部門間で経理区分を行っている場合に当該部門の責任者であるもの。	3	点	
9 グローバル 産地の計画と 連携	グローバル産地計画の承認がされており、導入する施設等がその計画の取組内容に関連するものであること。	1	点	
合 計			/25点中	

※表面、裏面を、申込書と一緒に提出してください。 ■■